

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務

入札説明書

平成31年3月

熊本県後期高齢者医療広域連合

I 入札の全般に関する事項

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 ジェネリック医薬品希望カード作成等業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から2019年5月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

入札の参加には、以下の要件をすべて満たす者とする

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立がなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定を受けている者
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (4) 過去5年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した者

3 委託条件

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務を第三者に再委託してはならない。
- (4) 当該希望カードに掲載するレイアウト等については、受託者と協議の上決定していくものとするため、イラストの配置やレイアウトの構成等のノウハウを有していること。
- (5) 完成した成果物に関する著作権については、広域連合に帰属するものとする。
- (6) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。
- (7) 本業務の仕様内容について確実に履行できること。

4 入札説明書の交付

入札説明書は、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
平成31年3月14日（木）から平成31年3月25日（月）まで（土日及び休日を除く）
- (2) 交付時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 交付場所

5 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書の交付を受けた後、一般競争入札参加申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本業務の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

平成31年3月14日（木）から平成31年3月25日（月）まで（土日及び休日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

4（3）に同じ。

(4) 申請書類

- ① 本業務についての一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 使用印鑑届（様式第2号）
- ③ 会社経歴書（様式第3号）
- ④ 支店長等が本社から委任され契約者となる場合にあっては、委任状（様式第4号の1）
- ⑤ 営業所一覧表（任意様式）
- ⑥ 役員名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- ⑦ 納税証明書（市町村民税・県税・国税）
※滞納又は未納がないことを証するものに限る（提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの）
- ⑧ 定款
- ⑨ 商業・法人登記簿謄本（提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの）
- ⑩ 財務諸表（直近2年分）
- ⑪ 印鑑証明書（提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの）
- ⑫ 印刷物等作成の業務受託実績（任意様式 A4版）

(5) その他

申請書類について

- ① 申請書類の作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- ② 申請書類は返却しない。
- ③ 申請書類の提出は、提出場所へ持参により行うこととする。
- ④ (4) の ⑦～⑪の書類については、写しの提出でも可とする。

6 入札参加資格審査結果の通知

申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格があ

る旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、4（3）の場所において、随時行っているため、質問書には記載しないこと。
- (2) 電子メールアドレスは、koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp とする。
- (3) 質問の受付は、平成31年3月14日（木）から平成31年3月20日（水）正午までとする。
- (4) 回答は、平成31年3月22日（金）までに電子メールにて行う。

8 入札執行手続き等

本業務は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本業務に関する入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ入札書作成要領」による。

(1) 入札日

平成31年4月9日（火）午前10時30分から

(2) 入札場所

熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階 会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

(4) 入札方法

入札書持参による入札とし、入札回数は1回とする。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

また、代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印を行い、代理人は、委任状（様式第4号の2）を持参すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条及び第5条の定めるところによるものとする。（抜粋参照）

(6) 契約保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条及び第29条の定めるところ

ろによるものとする。（抜粋参照）

(7) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において2（p1）に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い決定する。

(9) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(10) 入札者が1者の場合の取り扱い

一般競争入札参加申請書提出期限に申請者が1者の場合（以下「1者入札」という。）は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行い、設計書及び仕様書、入札参加資格要件等を確認のうえ、再度の公告・入札を行う。

なお、2以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が1者となったとき又は競争参加資格確認後に結果として入札者が1者となったときは、この限りでない。

おって、次に掲げる場合は、1者入札の場合でも入札を取りやめないことができるものとする。

① 再度の公告・入札で1者入札となったとき

(11) 落札者の落札価格等の公表

落札者の商号及び落札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

9 契約等に関する事項

- (1) 本業務は一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。
- (2) 落札者との契約については、「VI委託契約書（案）」に基づき、落札後、熊本県後期高齢者医療広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。
- (3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。
- (4) 支払は請求書を受け取った日から30日以内に行うものとする。

10 その他

- (1) 入札は、「IV一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

1 1 入札書に関する事項

(1) 入札書の種類

入札にあたっては入札書（様式第 9 号）を使用すること。

(2) 入札書作成要領

詳細は、「Ⅱ 入札書作成要領」による。

(抜粋) 熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

(入札保証金)

第4条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 広域連合長が確実と認める社債
- (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (7) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 政府の保証のある債権及び広域連合長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手小切手金額
- (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供し

た日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額

(契約保証金)

第 28 条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

4 前項第 2 号に規定する金融機関等の保証又は同項第 3 号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

5 第 3 項各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 国債 第 5 条第 4 項第 1 号に定める金額

(2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の納付)

第 29 条 契約担当者は、前条第 2 項の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合を除き、契約の相手方となるべき者をして、契約確定の日から 10 日以内に契約保証金又は同条第 3 項各号に掲げる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供させなければならない。

II 入札書作成要領

1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部

見積書（任意様式） 1部（落札業者のみ入札終了後直ちに提出）

2 入札書の作成要領

（1）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

① 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

② 入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、裏面割印したものを提出すること。

（2）入札金額は、契約希望金額の108分の100に相当する額であること。

（3）代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

III 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が委託する「ジェネリック医薬品希望カード作成等業務」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

1 落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。

3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

IV 一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、ジェネリック医薬品希望カード作成等業務委託契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号の2）を入札参加申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをし

てはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。

(1) 入札書に記名押印のうえ、申し込まなければならない。

(2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。(入札書記入の日を記入しないこと。)

(3) 入札書は、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」(法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名)を記入した封筒に封入後、裏面割印をし提出すること。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届(様式第10号)を契約担当者等に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の場所へ提出されない入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札

(8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札

(9) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札

(10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる入札

(11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(13) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(15) 入札書封筒に記名及び裏面割印がないとき。

(入札金額の記載)

第 11 条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第 12 条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額とする。

2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

(契約書の提出)

第 13 条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、5 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第 14 条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第 16 条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。

(様式第 1 号)

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務についての一般競争入札参加
申請書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
2. その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

実印	使用印

上記の印鑑は、ジェネリック医薬品希望カード作成等業務について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること
2. 見積又は入札すること
3. 契約を締結すること
4. 契約代金の請求及び受領すること
5. 契約に関する各種証明をすること

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

(様式第3号)

会社経歴書

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
設立年月日
資本金
総職員数

実印

過去5年以内の国又は地方公共団体とのカード等作成業務受託の実績

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

※主なもの10件(受託実績が10件以内の場合は、全件)を記載してください。

記入責任者

氏名

電話 ()

E-mail アドレス

審査結果の通知先

宛名(氏名)

電話 ()

E-mail アドレス

住所〒

(様式第4号の1)

委任状

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり
権限を委任します。

代理人

事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

印

記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について
2. 見積又は入札について
3. 契約の締結について
4. 契約代金の請求及び受領について
5. 契約に関する各種証明事項について

(様式第4号の2)

委任状

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者

職名

氏名

印

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

住 所
商号又は名称
代表者 実印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。

※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面（様式第5号裏面）を両面印刷すること。

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。
- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

(様式第6号)

一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請のあった件名	
入札日時	
入札執行場所	
入札参加資格の有無	
参加資格がないと認めた理由	

(様式第7号)

質 問 書

年 月 日

業務名：ジェネリック医薬品希望カード作成等業務

商号又は名称

代表者職・氏名

質 問 事 項	
質 問 理 由	

(様式第8号)

記載事項変更届

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

ジェネリック医薬品希望カード作成等業務についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由等

(様式第9号)

入 札 書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：ジェネリック医薬品希望カード作成等業務

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額							

- (注) 1 金額は、契約希望金額の108分の100（いわゆる税抜き価格）に相当する額であること。
2 金額を訂正しないこと。
3 金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。
4 再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。
5 代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。

(様式第10号)

入 札 辞 退 届

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

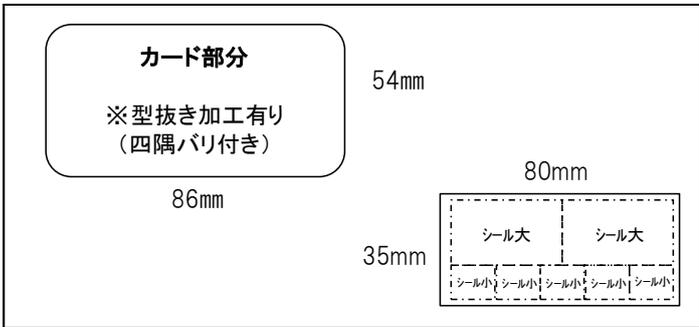
- 1 入 札 日 年 月 日 ()
- 2 件 名 ジェネリック医薬品希望カード作成等業務
- 3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

V ジェネリック医薬品希望カード作成等業務仕様書

仕 様 書

業 務 名	ジェネリック医薬品希望カード作成等業務
紙 質	ボンアイポリー 225kg もしくは同等品
用紙サイズ レイアウト等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦110mm×横210mmの用紙に、縦54mm×横86mm（カードサイズ）のジェネリック医薬品希望カードを切り取り可能な状態とする。 ・ 片面（表部分）にはフィルムコート（PP加工）を施すこと。 ・ 両面カラー印刷とし、カード部分は型抜き加工（四隅バリ付き） <p>シールの材質はコート紙に4色刷りとし、ハーフカットでシール加工すること。シールのサイズ及び数量は縦8mm×横16mmを5枚と縦27mm×横40mmを2枚（計7枚）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レイアウトの原案は、広域連合から提示する。 
数量・納品場所	数量：289,000枚 納品場所：県内45市町村内、後期高齢者医療担当課
梱 包	送付先ごとに上下にあて紙を入れ梱包（500枚以上の送付先については、500枚単位）し、側面に品名、送付先の自治体名及び担当課名、数量、納入年月日、納入業者名及び連絡先を明記しておくこと。
履 行 期 間	2019年5月31日（金）
事 前 校 正	レイアウト等の校正は、2回とする
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権は熊本県後期高齢者医療広域連合に帰属するものとする。 ・ この仕様書に記載されていない事項については、その都度協議する。 ・ 業務完了報告に先立ち、広域連合から市町村へ成果物の受領の確認を行うため、作成事業者は市町村への発送時期を前もって広域連合に連絡すること。 ・ 業務完了報告の際、市町村への納入が確認できるもの（送り状の写し等）を添付すること。

(参考) 平成30年度作成分

↓カードは台紙の切り込みに合わせて、切りはなしてお使いください。

ジェネリック医薬品 希望カード

私はジェネリック
医薬品を希望します。

※保険証と一緒に保管しましょう

病院にかかるとき

ジェネリック医薬品を希望される方は、この「ジェネリック医薬品希望カード」を医師・薬剤師に提示してご相談ください。

ジェネリック 医薬品 (後発医薬品)

とほっ

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能、安全性をもつ医薬品のことです。
先発医薬品より安価で、お薬代の負担軽減になります。

●留意事項

すべての新薬に対し、ジェネリック医薬品があるわけではありません。また、症状によってはジェネリック医薬品の処方適さない場合があります。

熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6777

医療を上手に活用するために

- **かかりつけ医・薬局を持ちましょう。**
普段から気軽に相談できる医師・薬剤師がいれば安心です。病院を受診するときは、保険証・ジェネリック医薬品希望カード・お薬手帳を持参しましょう。
- **同じ病気で複数の医療機関を受診することはやめましょう。**
重複した検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- **健康診査を受診しましょう。**
生活習慣病の早期発見を目的として、各市町村で健康診査を実施しています。健康な方も、定期的を受診し、健康管理に努めましょう。

健康診査のお申込みは、お住まいの市町村で受け付けています。

医師・薬剤師の皆様へ

- ◆ ジェネリック医薬品の処方をお願いします。
- ◆ ジェネリック医薬品に関する説明をお願いします。

氏名記入欄

お薬はジェネリックでお願いします。



(抜粋) 熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

(契約保証金)

第 28 条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

4 前項第 2 号に規定する金融機関等の保証又は同項第 3 号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

5 第 3 項各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 国債 第 5 条第 4 項第 1 号に定める金額

(2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の納付)

第 29 条 契約担当者は、前条第 2 項の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合を除き、契約の相手方となるべき者をして、契約確定の日から 10 日以内に契約保証金又は同条第 3 項各号に掲げる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供させなければならない。

平成31年度 ジェネリック医薬品希望カード納品場所及び部数

No.	市町村名	必要枚数	納品場所			
			課名	郵便番号	住所	電話番号
1	熊本市	93,600 枚	国保年金課後期高齢者医療班	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2290
2	八代市	23,300 枚	国保ねんきん課	866-8601	八代市松江城町1-25	(0965) 33-4490
3	人吉市	6,400 枚	保険年金課	868-0072	人吉市西間下町118-1	0966-22-2111(1225)
4	荒尾市	9,500 枚	保険介護課	864-8686	荒尾市宮内出目390番地	0968-63-1420
5	水俣市	5,400 枚	市民課(年金医療保険係)	867-8555	水俣市陣内1丁目1番53号	0966-61-1633
6	玉名市	12,200 枚	保険年金課	865-8501	玉名市岩崎163番地	0968-75-1117
7	山鹿市	10,600 枚	国保年金課	861-0592	山鹿市山鹿987番地3	0968-43-1576
8	菊池市	8,600 枚	健康推進課	861-1392	菊池市隈府888番地	0968-25-7218
9	宇土市	5,900 枚	市民保険課	869-0492	宇土市浦田町51番地	0964-22-1111
10	上天草市	6,200 枚	健康づくり推進課	861-6192	上天草市松島町合津7915-1	0969-28-3375
11	宇城市	10,700 枚	市民課(高齢者医療係)	869-0592	宇城市松橋町大野85番地	0964-32-1417
12	阿蘇市	5,600 枚	ほけん課	869-2695	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	0967-22-3145
13	天草市	17,900 枚	国保年金課	863-8631	天草市東浜町8番1号	0969-23-1111
14	合志市	6,900 枚	保険年金課	861-1195	合志市竹迫2140番地	096-248-1275
15	美里町	2,800 枚	健康保険課 保険年金係	861-4492	下益城郡美里町馬場1100番地	0964-46-2113
16	玉東町	1,100 枚	町民福祉課	869-0303	玉名郡玉東町木葉759番地	0968-85-3183
17	南関町	2,200 枚	福祉課	861-0898	玉名郡南関町大字関町1316	0968-57-8503
18	長洲町	2,800 枚	福祉保健介護課	869-0198	玉名郡長洲町大字長洲2766番地	0968-78-3139
19	和水町	2,500 枚	税務住民課	865-0192	玉名郡和水町江田3886番地	0968-86-5723
20	大津町	3,900 枚	健康保険課	869-1292	菊池郡大津町大字大津1233番地	096-293-3114
21	菊陽町	3,900 枚	健康・保険課	869-1192	菊陽町久保田2800番地	096-232-4912
22	南小国町	1,000 枚	町民課	869-2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	0967-42-1113
23	小国町	1,700 枚	福祉課	869-2592	阿蘇郡小国町宮原1567-1	0967-46-2116
24	産山村	400 枚	住民課	869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	0967-25-2212
25	高森町	1,600 枚	健康推進課 国民健康保険係	869-1602	阿蘇郡高森町大高森2168番地	0967-62-1111
26	西原村	1,100 枚	保健衛生課	861-2492	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4389
27	南阿蘇村	2,300 枚	健康推進課	869-1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967-67-2704
28	御船町	3,100 枚	町民保険課	861-3296	上益城郡御船町大字御船995番地1	096-282-1113
29	嘉島町	1,400 枚	町民課	861-3192	上益城郡嘉島町大字上島530	096-237-2574
30	益城町	4,900 枚	住民保険課	861-2295	上益城郡益城町木山594	286-3113
31	甲佐町	2,300 枚	住民生活課	861-4696	上益城郡甲佐町大字豊内719-4	096-234-1113
32	山都町	4,000 枚	健康ほけん課	861-3592	上益城郡山都町浜町6	0967-72-1295
33	氷川町	2,600 枚	町民課	869-4814	八代郡氷川町島地642番地	0965-52-5851
34	芦北町	4,400 枚	住民生活課	869-5498	葦北郡芦北町大字芦北2015	0966-82-2511(141)
35	津奈木町	1,200 枚	ほけん福祉課	869-5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123	0966-78-3115
36	錦町	1,800 枚	健康保険課	868-0302	球磨郡錦町大字一武1587	0966-38-1113
37	多良木町	2,300 枚	健康・保険課	868-0595	球磨郡多良木町大字多良木1648番地	0966-42-1255
38	湯前町	1,000 枚	税務町民課	868-0621	球磨郡湯前町1989番地1	0966-43-4111
39	水上村	600 枚	保健福祉課	868-0795	球磨郡水上村大字岩野90	0966-44-0313
40	相良村	1,100 枚	保健福祉課 国保係	868-8501	球磨郡相良村大字深水2500番地1	0966-35-1032
41	五木村	400 枚	保健福祉課	868-0201	熊本県球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214
42	山江村	650 枚	健康福祉課	868-8502	球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966-24-1700
43	球磨村	1,000 枚	健康衛生課	869-6401	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	0966-32-1139
44	あさぎり町	3,200 枚	健康推進課	868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966-45-7216
45	苓北町	1,700 枚	福祉保健課	863-2503	天草郡苓北町志岐660番地	0969-35-1111
46	広域連合	1,250 枚	事業課	862-0911	熊本市東区健軍2丁目4-10	096-368-6777
		289,000 枚				